

2018.11 編集・発行／高幡消防組合
印刷会社／(株)フロムタイムエージェンシー

目次

- 2ページ：第21回高幡消防組合 総合演習
- 3ページ：梶原・津野消防団災害派遣のようす
- 4ページ：高幡救急シミュレーション 消防法改正

平成30年度 全国統一防火標語

忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認

平成30年度全国秋の火災予防運動

11月9日～15日



春の火災予防運動 パレードのようす 【田野々小学校少年消防クラブ】

インフォメーション 火事と救急は消防まで!!

- | | | | |
|-------------------------|-----------|--------------|--------------------|
| ■ 消 防 本 部 | 〒785-0031 | 須崎市山手町1-7 | TEL (0889) 43-1272 |
| ■ 須 崎 消 防 署 | 〒785-0031 | 須崎市山手町1-7 | TEL (0889) 42-0119 |
| ■ 中 土 佐 分 署 | 〒789-1301 | 中土佐町久礼6465-2 | TEL (0889) 52-2319 |
| ■ 津 野 山 分 署 | 〒785-0502 | 津野町北川2589-1 | TEL (0889) 40-1099 |
| ■ 葉 山 出 張 所 | 〒785-0201 | 津野町永野471 | TEL (0889) 55-2330 |
| ■ 四 万 十 清 流 消 防 署 | 〒786-0007 | 四万十町古市町5-1 | TEL (0880) 22-0001 |
| ■ 四 万 十 清 流 消 防 署 西 分 署 | 〒786-0521 | 四万十町津賀177-12 | TEL (0880) 28-5525 |

☆お問い合わせは、お近くの消防署までお願いします。

第21回高幡消防組合総合演習

平成30年8月26日中土佐町において、第21回高幡消防組合総合演習が開催され、管内各地域の消防団及び女性消防隊、消防職員総勢240名が参加し日頃の訓練の成果を披露し、技術を競い合いました。

午前中は、津野消防団によるポンプ車操作法、梶原消防団による小型ポンプ操作法の模範操作が行われました。また、消防職員による救助訓練の展示も行われ、日々の訓練の成果を披露しました。



小型ポンプ操作法



▲はしご登はん訓練

◀引き上げ救助訓練



ポンプ車操作法



女性ボール出し競技



午後からは、女性ボール出し競技と各消防団対抗で缶落とし競技が行われました。女性ボール出し競技には、須崎、中土佐、梶原の各女性消防隊が参加。この競技は、ドラム缶に入れたボールを放水により外に出すまでの時間を競うものです。各女性消防隊が協力し競技を行い、須崎



缶落とし競技

女性消防隊が優勝、梶原女性消防隊が準優勝、中土佐女性消防隊が3位の結果となりました。各消防団対抗で行われた缶落とし競技は、20m先のドラム缶の上に置かれた標的2個を落とすまでの時間を競うものです。また、搬送要領やホース結合要領も審査されます。各消防団が指揮者の指示に従い、素早くホース展開を行い、正確な筒先操作で白熱した競技が繰り広げられました。その結果、四万十消防団が優勝、梶原消防団が準優勝、須崎消防団が3位に輝きました。

炎天下の中、総合演習に参加し日頃の訓練の成果を発揮された団員の皆さん、大変お疲れさまでした。

平成30年7月豪雨被害

平成30年6月28日から7月8日にかけて発生した台風7号は、全国各地に甚大な被害をもたらしました。

この豪雨により、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害・土砂災害が発生し、死者数200名を超える甚大な災害となりました。

左の写真は愛媛県西予市野村町の被災状況です。

西予市では7日朝、肱川が氾濫し、5名の方が亡くなられま

した。さらに、氾濫した川の水は町に流れ込み、写真の様な大きな爪痕を残しました。

高知県でも香南市で6日朝、1名が香宗川で流され西に約100km離れた四万十市の海岸付近で発見されました。大月町でも2名の方が亡くなられました。

今回は、大きな被害を受けた愛媛県西予市野村町へ災害支援派遣し、活動を行いました津野消防団・梶原消防団の活動を紹介します。



愛媛県西予市野村町で災害支援活動を実施

津野消防団・梶原消防団は7月13日に愛媛県西予市より災害派遣の要請を受け、15日に各消防団10名が梶原町役場へ集合し、西予市野村町へと出発しました。

被災地では、多くの木や泥が道路や家屋に入ってきており、団員はその撤去作業や使えなくなった家具をトラックに集積し、収集場所へ搬送するという活動でした。出動団員は愛媛県の久万高原町消防団や高幡消防組合消防本部を含め、総勢38名が活動を行いました。活動を行った団員の方々は大変お疲れ様でした。

今回は1日だけの災害支援活動でしたが、まだまだ復旧・復興には多くの時間と人手が掛かることが感じられました。



被災した時を考え、普段から避難場所や避難経路の確認・非常持ち出し袋の確認などを家族や近隣住民と話し合い、自分の命を守る行動が取れるようにしましょう。

いつ起こるかわからないのが自然災害です。

30年以内に70〜80%の確率で発生すると言われているのが、南海トラフ地震です。高知県にも大きな被害が発生すると予想されています。



高幡消防組合 救急シミュレーション訓練

高幡消防組合では、毎年救急シミュレーション訓練を各署持ち回りで行っており、今年は9月7日に中土佐町での開催となりました。

この訓練は例年体育館などの室内において現場活動や車内での処置を重点的に行っていましたが高幡地区の約90%が森林であり山中での救急救助事案が毎年発生していることから、今回は山中の遍路道でお遍路さんが体調を崩し動けなくなったという想定や、伐採作業中の方が足を怪我したという想定で救急処置と搬送訓練を行いました。



訓練中は各署独自の資機材を使用して搬送方法を選定し、傾斜の厳しい場所を安全に搬送できるように工夫しながら活動しました。普段は人形を使つての訓練が多いですが、今回は隊員を傷病者として訓練を行うことで安全かつ迅速に搬送するうえでの課題が見つかり、今後の現場活動に活かすための有意義な訓練となりました。

小規模飲食店への 消火器具設置義務化

現在飲食店等においては、延べ面積150平方メートル以上のものに消火器具の設置が義務付けられていますが、平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市大規模火災を受けて、平成30年3月28日に消防法令が一部改正され、平成31年10月1日から延べ面積150平方メートル未満でも原則火を使用する全ての飲食店に消火器具の設置が必要となりました。(IHコンロ等は火を使用する設備、器具に該当しません。) 消防法令により設置が義務付けられた消火器具は定期に点検し、消防署に報告する必要があります。

以下の
装置があれば
消火器具の設置は
免除できます。

- ・調理油過熱防止装置
- ・自動消火装置（火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの）
- ・その他の危険な状態の発生の防止および発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置



ご不明な点があればお近くの消防署へお問い合わせください。